

●香川県告示第194号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和7年8月22日から同年9月11日まで一般の縦覧に供する。

令和7年8月22日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路 線 名 善通寺大野原線（24号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三豊市高瀬町佐股字大向甲 2494番5地先から 三豊市高瀬町佐股字大向甲 2510番2地先まで	11.7～14.6	131	令和3年8月6日付け香川県告示第328号で変更した区域の全て

- 4 供用開始の期日 令和7年8月22日